みや腰痛、肩こりが気になる方、生活に運動を取り入れたいと感じておられる方等
▼募集人員　15名（先着順）
受講者には、詳しい日程等をお知らせします。
▼参加費　1,600円
▼申込締切　1月16日(月)
▼申込み先
マキノ健康福祉センター
☎(27)1910

健康

いきいき元気館 水中ウォーキング教室のご案内

◆参加者募集
●水中ウォーキング教室
水中ウォーキングの基礎を習得する教室です。
▼開催日時
1月18日・25日・2月1日・8日の全4回　13時15分～14時
▼対象者
18歳以上の高島市在住・在勤者
▼定員　15人
（但し、5名に満たない場合は開催しない場合もあります）
▼参加費　1,500円
▼申込み・お問い合わせ先
新旭健康づくりセンター
いきいき元気館
☎(25)6541

健康

今津総合運動公園 教室のご案内

年始の営業開始日は1月5日(木)です。
◆ひばりテニススクール第3期生募集
トランポリンやバランスボールを使った基礎体力作りから、実践練習まで、楽しくそして厳しく続けていきましょう。
4歳からジュニア・成人・親子・シニア・選手コース、多様なコースより選択できます。
▼問い合わせ先
ひばりテニススクール
☎(22)5562

◆新春体験教室(水中レッスン)&無料開放
▼日時　1月4日(水)
ウォーキング(13時～)、トレーニング(13時45分～)、アクアビクス(14時30分～)、水泳教室(3歳～成人：15時15分～)の各コースを無料で体験できます。また、平行して13時から15時はプールを無料開放しています。

◆リズムたいそう(室内レッスン)
自分の体を思い通りに動かせますか?体操で、心と体をリフレッシュ!
▼開催日時　1月25日(水)
13時30分～14時30分
プール2階にて
▼参加費　500円(当日受付)
夜のコースは　毎週月曜19時30分～21時（月会費3,000円）
◆日曜アクア（水中レッスン）
初心者向け水泳教室（成人）
▼催日時　1月15日(日)
16時～17時
▼参加費　1,000円(当日受付)
▼問い合わせ先　今津総合運動公園温水プール　☎(22)6778

健康

運動不足を解消しましょう トレーニング器具取り扱い説明会

安曇川健康の森管理センターでは、日頃の運動不足の解消・体力維持等の目的にあわせて使用できるトレーニング器具の取り扱い説明会を開催します。
参加者には、利用者カードを発行致します。
▼日時　2月5日(日)
10時から11時まで
▼場所　健康の森梅ノ子運動公園管理センタートレーニング室
▼参加資格　中学生以上の市民
▼定員　30人
▼受講料
無料(インストラクターなし)
▼服装　運動のできる服装・上靴
▼設備器具　バイク4台・ランナー2台・腹筋台4台　他
▼申込方法　お電話にて住所・氏名・電話番号を連絡してください。
▼問い合わせ申込先
健康の森梅ノ子運動公園
管理センター　☎(33)1515
（梅の子運動公園）

税

確定申告

確定申告説明会の開催について

今津税務署では、正しい申告をしていただくために各種所得金額の計算方法や確定申告書（所得税・消費税）の書き方などについての説明会を次のとおり開催します。なお、当日は、決算説明会もあわせて行いますので、是非ご出席ください。
▼開催日時　2月3日(金)
9時30分～11時30分
▼場所　新旭市民会館(新旭公民館)1階大ホール
★サラリーマンや年金所得者の方対象の申告相談会の開催について
サラリーマンで住宅借入金等特別控除や医療費控除などによる還付申告をされる方や収入が年金のみの方を対象に次のとおり申告相談を行います。
▼開催日・会場
2月7日(火)・8日(水)

今津東コミュニティセンター
2月9日(木)・10日(金)
安曇川藤樹の里ふれあいセンター
▼開催時間　9時30分～12時・13時30分～15時30分
★農業所得標準で申告されている農家のみなさんへ
農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費の額を差し引いて計算する「収支計算」が原則です。
これまでの農業所得標準は平成17年分(平成18年2月の申告)が最後となり、平成18年以降は作成されないことになりました。
これにより平成18年分(平成19年2月の申告)からは、すべての農家の方に収支計算」により申告していただくことになります。
このため、本年1月1日から12月31日までの1年間の農業に関する金額がわかる書類(通帳、出荷・売上伝票、請求書、領収書など)の保存と記帳が必要となります。
▼問い合わせ先
市役所税務課市民税係
☎(25)8116
今津税務署　個人課税部門
☎(22)2572

固定資産税

家屋を取り壊したら届出を

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有されている土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。
平成17年中にあなたが所有している家屋を取り壊したり、売買、譲渡などをした場合、翌年度からはその家屋に対する固定資産税は課税されなくなります。
ただし、次のような場合には届出が必要です。
●登記ができていない家屋を取り壊したり、他人へ売買、譲渡などした場合
●登記がされている家屋であっても、取り壊したことに対する滅失登記ができていない場合
届出は、本年1月末日までに市役所税務課または最寄の各支所住民課で手続きをしてください。
▼問い合わせ先
市役所税務課資産税係
☎(25)8116
（税務課）

保険

保険

介護保険料納付証明書発行のお知らせ

《介護保険料は社会保険料控除の対象になります》
介護保険料の納付方法は特別徴収(年金から天引き)と普通徴収(納付書・口座振替で納付)があります。
介護保険課では平成18年1月下旬に、普通徴収介護保険料の納付証明書を送付します。対象となるのは平成17年1月1日から12月31日までに納付された介護保険料額です。
また、特別徴収介護保険料は社会保険庁から一月中に送付されます『年金の源泉徴収票』に記載されています。
▼問い合わせ先　介護保険課
☎(22)0210

国民年金

新成人のみなさんへ

国民年金は20歳がスタートです!
成人式を迎えられるみなさん、ご成人おめでとうございます。
現在、厚生年金に加入中の方以外は、20歳の誕生日を迎えられるとともに、国民年金がスタートします。国民年金は、全ての公的年金の基礎となるもので、日本国内に住所を有する20歳から60歳までの、厚生年金、共済年金加入者を除く全ての方について加入することが法律で義務付けられており、学生の方も加入しなければなりません。(資格取得日は、誕生日の前日となります。)
新成人となり、大人の仲間入りをしたこの機会に、一度、年金制度についてよく考えて頂き、自分自身の将来のため、また万一の場合の障害年金、遺族年金のためにもしっかりと保険料を納めましょう。
※20歳を迎えられる全ての方を対象に、20歳の誕生月の前月に「国民年金被保険者調査・資格取得届」(ハガキ)が社会保険庁から送付されます。これは、現在および過去に就職されたことにより厚生年金に加入していたかどうかを調べる大切な調査票です。必要事項を記入のうえ、必ず社会保険事務所まで返送してください。
▼問い合わせ先
大津社会保険事務所
国民年金業務課
(保険料に関すること)
☎077(521)1789

年金

国民年金・厚生年金の受給者のみなさんへ

～源泉徴収票が交付されますので、大切に保管してください!～
国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1月下旬から2月上旬にかけて、平成17年分の「公的年金等の源泉徴収票」が社会保険業務センターから送付されます。
この「源泉徴収票」は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。なお、障害年金